

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

葛飾区監査委員

(写)

3 葛監第 1 1 2 号
令和 4 年 2 月 1 0 日

葛 飾 区 長 殿
葛 飾 区 議 会 議 長 殿
葛 飾 区 教 育 委 員 会 殿

葛飾区監査委員	今 關 総一郎
同	反 町 直 志
同	工 藤 きくじ
同	江 口 ひさみ

令和 3 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

標記の件について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を提出いたします。

なお、本監査には令和 3 年 1 1 月 1 5 日までは安西俊一前監査委員及び上村やす子前監査委員が、同月 1 6 日以降は工藤きくじ監査委員及び江口ひさみ監査委員が関与しました。

目 次

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査実施期間	1
3 監査の対象	1
4 監査実施団体	1
5 監査の実施内容	2
6 監査の項目及び主な着眼点	2
第2 監査の結果（団体の個別的事項）	3
1 金町六丁目駅前地区市街地再開発組合	
監査対象 金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業	3
2 社会福祉法人 武蔵野会	
監査対象 東堀切くすのき園	6
3 社会福祉法人 アムネかつしか	
監査対象 地域活動支援センターもつく	11
4 社会福祉法人 雲柱社	
監査対象 れいめい堀切学童保育クラブ（第一）	15
5 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	
監査対象 子育てひろば りぼん	19
6 株式会社 共立メンテナンス	
監査対象 葛飾区観光文化センター・葛飾区山本亭・	
葛飾区立柴又公園	22

第1 監査の概要

1 監査の種類

(1) 監査の名称

令和3年度財政援助団体等監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項

2 監査実施期間

令和3年9月6日（月）から令和4年2月10日（木）まで

3 監査の対象

令和2年度区が補助金等を交付している財政援助団体及び指定管理者、6団体を監査対象とした。

(1) 財政援助団体

ア 年額5,000万円以上の補助金を交付している団体 2団体

イ 年額1,000万円以上の補助金を交付している団体 3団体

(2) 指定管理者 1団体

4 監査実施団体（対象施設） 主管部局

[財政援助団体]

(1) 金町六丁目駅前地区市街地再開発組合

（監査対象 金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業）

都市整備部 都市計画課

(2) 社会福祉法人 武蔵野会

（監査対象 東堀切くすのき園）

福祉部 障害福祉課

(3) 社会福祉法人 アムネかつしか

（監査対象 地域活動支援センターもっく）

福祉部 障害福祉課

健康部 保健予防課

(4) 社会福祉法人 雲柱社

（監査対象 れいめい堀切学童保育クラブ（第一））

教育委員会事務局 放課後支援課

(5) 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

（監査対象 子育てひろば りぼん）

子育て支援部 子育て支援課

[指定管理者]

(6) 株式会社 共立メンテナンス

(監査対象 葛飾区観光文化センター・葛飾区山本亭・葛飾区立柴又公園)

産業観光部 観光課

都市整備部 公園課

5 監査の実施内容

葛飾区監査基準を準拠し、令和2年度交付分の補助事業等に係る出納、その他の事務の執行について、主管課、財政援助団体及び指定管理者から提出された関係資料等を調査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の項目及び主な着眼点

補助金等の使途が補助目的に沿って適正に使われているか、具体的には財政援助団体等の種別ごとに以下の観点に基づき実施した。

(1) 財政援助団体に対するもの

ア 補助金等の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。

イ 補助金等は事業計画及び交付条件・目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。

ウ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。

エ 補助金等に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。また、精算返還金は適正な時期に返還されているか。

オ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。

カ 補助等の効果は十分に達せられているか。

キ 自主財源の確保に努めているか。

(2) 指定管理者に対するもの

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支の会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設の管理は、協定内容に沿って適正に行われているか。

エ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

オ 事業に対する経営努力がみられるか。

カ 決算報告書に誤りはないか。

(3) 所管課に対するもの

ア 補助金等の額の算定、交付手続及び時期は適切か。

イ 交付基準は合理的で統一性のあるものとなっているか。

ウ 団体及び公の施設の指定管理者に係る指導・監督は適切に行われているか。

第2 監査の結果（団体の個別的事項）

金町六丁目駅前地区市街地再開発組合 （監査対象 金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業）

1 組合の概要

【組合の定款が定める目的】

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市再開発法第2条の2第2項の規定により、この市街地再開発組合が施行する金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業について、同法第9条に規定する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

（参考・抜粋）

都市再開発法

第2条の2

次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

第2条の2第2項

都市再生特別地区（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定による都市再生特別地区をいう。第3条において同じ。）の区域

第9条

組合は、定款をもって次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 組合の名称
- 2 施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）に含まれる地域の名称
- 3 第一種市街地再開発事業の範囲
- 4 事務所の所在地
- 5 参加組合員に関する事項
- 6 費用の分担に関する事項
- 7 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
- 8 総会に関する事項
- 9 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
- 10 事業年度
- 11 公告の方法
- 12 その他国土交通省令で定める事項

2 監査対象の概要

(1) 監査対象事業

令和2年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業」を監査の対象とした。

(2) 事業の目的

金町六丁目駅前地区は、JR金町駅南口交通広場の正面に位置し、京成金町駅との交通結節点であるが、狭小敷地による建物密集、老朽化、商業機能の低下や、敷地内のオープンスペース不足などにより、駅前商業・生活拠点として十分に機能しているとは言い難い状態にあった。このため、優良な再開発を推進することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新や防災性・利便性の向上を図ることを目的としている。

また、この金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業「ベルトーレ金町」の建物1階に通り抜け通路を整備したことにより、平成21年に完成している建物「ヴィナシス金町」との連続性・一体性及び回遊性にも配慮した事業となっている。

(3) 事業概要

ア 再開発事業区域	葛飾区金町六丁目地区内
イ 建物名称	ベルトーレ金町
ウ 施行区域面積	約0.4ha
エ 総事業費	約153億円
オ 施工期間	平成30年12月22日から令和3年6月8日まで
カ 公共施設	補助線街路第327号線 特別区道葛第356号線
キ 建築物	鉄筋コンクリート造 地上21階 地下1階 高さ約87m

敷地面積(m ²)	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	建ぺい率(%)	容積率(%)	主要用途
2,655.64	1,835.00	25,323.02	69.10	699.54	商業・事務所・住宅・駐車場

(4) 事業の経緯

平成18年6月10日	準備組合設立
平成22年3月25日	都市計画決定告示
平成27年11月20日	組合設立認可・事業計画認可
平成30年12月22日	建築工事着工
令和3年6月8日	竣工(工事完了公告)
令和3年7月30日	引渡(建物管理開始)

(5) 施設職員(令和3年3月31日現在)

ア 役員

理事長1人 副理事長2人 理事3人 監事2人

イ 事務職員

責任者1人 事務職員4人

(6) 金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業の収支状況（令和2年度）

(単位：円)

収入の部		支出の部	
事業活動収入	2,250,726,960	事業活動支出	7,194,301,277
事業収入	2,245,295,000	事業費支出	55,030,440
葛飾区補助金収入	2,052,760,000	調査設計計画費支出	55,030,440
東京都補助金収入	174,770,000	営繕費支出	1,152,300
増床負担金収入	17,765,000	仮設店舗設置費支出	1,152,300
事業附帯収入	417	工事費支出	7,054,097,560
受取利息収入	417	施設建築物工事費支出	7,054,097,560
その他収入	5,431,543	事業附帯費支出	84,020,977
その他収入	5,431,543	借入金利息支出	10,988,250
		事業附帯委託費支出	73,032,727
		事務費支出	16,375,454
		人件費支出	4,066,759
		外注人件費支出	4,066,759
		事務局運営費支出	12,308,695
		備品消耗品費支出	544,239
		賃貸料支出	3,360,735
		顧問料支出	660,000
		その他	7,743,721
財務活動収入	1,433,750,000	財務活動支出	0
借入金収入	1,433,750,000	借入金返済支出	0
金融機関借入金収入	1,433,750,000	金融機関借入金支出	0
活動収入計(1)	3,684,476,960	活動支出計(2)	7,210,676,731
当期収支差額(3) = (1) - (2)			△3,526,199,771
前期繰越収支差額(4)			△29,820,349
次期繰越収支差額(5) = (3) + (4)			△3,556,020,120

(7) 監査対象補助

葛飾区は、「葛飾区市街地再開発事業補助金交付要綱」に基づき、金町六丁目駅前地区第一種市街地再開発事業の令和2年度分として、下表のとおり、補助対象事業費3,079,141,000円の3分の2にあたる2,052,760,000円を交付した。

葛飾区補助金の内訳

(単位：円)

経費内訳	補助対象事業費	補助金額
調査設計計画費（建築設計費）	43,161,000	28,774,000
土地整備費（地区内権利者建物補償費相当額）	239,980,000	159,986,000
共同施設整備費	2,796,000,000	1,864,000,000
計	3,079,141,000	2,052,760,000

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類、各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 武蔵野会
(監査対象 東堀切くすのき園)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人武蔵野会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第一種社会福祉事業

- ・児童養護施設の経営
- ・障害者支援施設の経営
- ・特別養護老人ホームの経営

第二種社会福祉事業（抜粋）

- ・身体障害者福祉センターの経営
- ・身体障害者デイサービス事業の経営
- ・障害福祉サービス事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和2年度に葛飾区から補助金の交付を受けた、障害者生活介護施設「東堀切くすのき園」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者の意向を尊重し、多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しながら、心身ともに健やかで、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成14年4月1日（区からの移管年月日 平成16年4月1日）
イ 所在地	葛飾区東堀切一丁目21番3号
ウ 所有関係	葛飾区の行政財産である土地は「基本事項覚書」により無償使用、葛飾区の普通財産である建物は「公有財産無償貸付契約」により無償貸付
エ 敷地面積	1,017.96㎡
オ 建物の構造	鉄骨造3階建て
カ 延床面積	1,336.26㎡

(4) 施設職員（令和3年3月31日現在）

施設長（管理者） 1人 係長（防火管理者・相談受付担当窓口） 1人
 主任（サービス管理責任者） 1人 事務員 1人 支援員 38人（23人）
 看護師 1人 栄養士 1人（1人） 療法士（理学・音楽） 3人（3人）
 嘱託医（内科・精神科・歯科） 3人（3人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

- ア 開所日 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
 年12回土曜開所
- イ 開所時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 活動提供時間 午前10時から午後4時まで
- エ 利用者状況 定員50人（現員50人）

利用者の性別・年齢構成 (単位：人)

年齢	19以下	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55以上	計
男性		4	3	6	7	3	1	2		26
女性		3	3	3	6	4	1	4		24
計	0	7	6	9	13	7	2	6	0	50
割合	0.0%	14.0%	12.0%	18.0%	26.0%	14.0%	4.0%	12.0%	0.0%	100.0%

平均年齢：男性34.7歳、女性37.4歳、全体36.0歳

利用者の障害の等級 (単位：人)

区分	愛の手帳											合計	
	1度		2度		3度		4度		なし		小計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		女性
身体障害者手帳	1級	1	2	2	7					2	5	9	14
	2級		1	3	3						3	4	7
	3級			1	1						1	1	2
	4級	1			1						1	1	2
	5級										0	0	0
	6級			1							1	0	1
	なし		1	15	8						15	9	24
	小計	2	4	22	20	0	0	0	0	2	0	26	24
合計	6		42		0		0		2		50		50

利用者の障害支援区分

(単位：人)

区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当	計
男性	15	11						26
女性	17	6	1					24
計	32	17	1	0	0	0	0	50
割合	64.0%	34.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

平均支援区分：男性5.57、女性5.67、全体5.62

オ 活動事業内容等

利用者の障害状況や行動特性等を考慮し5つのグループ体制で活動している。

1階実習室 1グループ (16人)

車いす利用者及び肢体不自由者を中心としたグループ

リラクゼーション、機能訓練、創作活動、音楽活動、ビデオ鑑賞等

2階実習室 2グループ (7人)、5グループ (9人)

動きがある女性利用者を中心としたグループ

創作活動、軽作業、散策、軽運動、施設外実習、調理実習等

2階実習室 3グループ (8人)、4グループ (10人)

動きがある男性利用者を中心としたグループ

創作活動、軽作業、散策、軽運動、音楽活動、施設外実習、調理実習等

カ 行事実績等

地域交流行事 「第19回くすのき祭」【外部公開なし】 10月24日 (土)

「第6回くすのきART展」 中止

年間行事 宿泊旅行 (一泊二日) 中止

代替企画 摂食嚥下機能に考慮した防災食メニュー提供 (9月)

出来立て本格ラーメン提供 (10月)

旅気分の駅弁デリバリー (11月)

クリスマス会【縮小実施】 12月18日 (金)

新年会 (獅子舞・ゲーム・甘酒)【分散実施】 1月8日 (金)

新成人を祝う会 1月15日 (金)

キ 利用者送迎

委託業者 宮園バス株式会社

運行台数 リフト付き中型バス 2台、リフト付き小型バス 2台 計4台
(運転手5人、添乗員4人)

(6) 東堀切くすのき園の収支状況 (令和2年度)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
障害福祉サービス等事業収入	273,448,373	人件費支出	169,796,357
自立支援給付費収入	169,958,730	職員給料支出	78,974,327
利用者負担金収入	18,600	職員賞与支出	28,439,067
特定費用収入	2,578,131	非常勤職員給与支出	35,989,444
補助金事業収入	100,865,342	退職給付支出	4,519,130
葛飾区補助金	100,034,142	法定福利費支出	21,874,389
障害者通所施設負担軽減経費補助金	10,331,834	事業費支出	13,407,590
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	10,750,000	給食費支出	4,058,804
障害者福祉館等施設運営費補助金	78,952,308	保健衛生費支出	465,315
葛飾区社会福祉協議会補助金	50,000	教養娯楽費支出	537,481
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	781,200	水道光熱費支出	4,674,826
日中活動事業収入	27,570	消耗器具備品費支出	770,817
経常経費寄付金収入	70,000	保険料支出	763,635
受取利息配当金収入	7,630	車輛費支出	445,372
その他の収入	3,160,550	賃借料ほか支出	1,691,340
受入研修費収入	78,000	事務費支出	84,688,476
利用者等外給食費収入	2,873,970	福利厚生費・旅費交通費・研修研究費支出	1,065,849
雑収入	208,580	修繕費支出	872,299
		業務委託費支出	76,721,832
		手数料支出	909,652
		保守料支出	2,920,053
		事務消耗品費ほか支出	2,198,791
		その他の支出	2,939,231
		利用者等外給食支出	2,842,434
		利用者等外給食検食支出	96,797
事業活動収入計(1)	276,686,553	事業活動支出計(2)	270,831,654
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)		5,854,899	
施設整備等による収支			
補助金事業収入	25,032,800	固定資産取得支出	26,719,590
葛飾区補助金	23,693,000	空調設備取替工事支出	23,693,000
東堀切くすのき園空調設備取替工事に係る補助金	23,693,000	車輛運搬具取得支出	1,604,790
東京善意銀行(東京都社会福祉協議会)	1,150,000	備品取得支出	189,800
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	189,800	ウェブサイト更新・管理ソフトウェア取得支出	1,232,000
施設整備等収入計(4)	25,032,800	施設整備等支出計(5)	26,719,590
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)		△1,686,790	
その他の活動による収支			
積立資産取崩収入	1,818,550	積立資産支出	1,532,050
退職給付引当資産取崩収入	1,818,550	退職給付引当資産支出	1,524,900
		長期預り金積立資産支出	7,150
		拠点区分間繰入金支出	2,000,000
その他の活動収入計(7)	1,818,550	その他の活動支出計(8)	3,532,050
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)		△1,713,500	
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)		2,454,609	

(7) 監査対象補助

葛飾区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」(昭和61年3月31日条例第4号)に基づき、令和2年度において、次のとおり東堀切くすのき園に対して補助金を交付した。

ア 障害者通所施設負担軽減経費補助金

「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用料日額払減額分補助として6,981,598円、利用者食費補助として3,350,236円の計10,331,834円を交付した。

イ 民間障害者通所施設サービス推進費補助金

「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、基本補助分として10,200,000円、福祉サービス第三者評価の受審経費補助分として550,000円の計10,750,000円を交付した。

ウ 障害者福祉館等施設運営費補助金

「障害者福祉館等施設運営補助要綱」に基づき、施設運営補助分として32,459,000円、通所バス運行経費補助分として46,493,308円の計78,952,308円を交付した。

エ 東堀切くすのき園空調設備取替工事に係る補助金

「葛飾区補助金等交付規則」に基づき、東堀切くすのき園の空調設備取替工事に要した費用に対する補助金として23,693,000円を交付した。

以上の補助金の合計額は、123,727,142円である。

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 アムネかつしか
(監査対象 地域活動支援センターもっく)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人アムネかつしかは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・地域活動支援センターの経営
- ・特定相談支援事業の経営
- ・一般相談支援事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和2年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「地域活動支援センターもっく」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、創作活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流の促進を図り、利用者に適切な地域生活支援を行うことを目的としている。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成22年4月1日
イ 所在地	葛飾区四つ木四丁目11番8号
ウ 所有関係	建物は法人所有、土地は葛飾区からの無償貸付
エ 敷地面積	224.88㎡
オ 建物の構造	軽量鉄骨造2階建て、耐火構造
カ 延床面積	198.00㎡

(4) 施設職員(令和3年3月31日現在)

施設長 1人 相談支援専門員 2人 指導員 4人(2人)
()内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要(令和3年3月31日現在)

ア 開所日	月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始を除く)
イ 利用時間	午前9時から午後4時まで (電話相談 午前9時30分から午後4時15分まで)

ウ 地域活動支援事業

- (ア) 生活支援事業（ケースワーク的支援事業） 年間延べ利用人数 447人
地域生活支援事業、訪問同行、カンファレンス
- (イ) 地域交流事業（談話室の活用による事業） 年間延べ利用人数 3,093人
食事会（地域ボランティア等との料理会）、利用者の自主的活動支援、創作活動、生産活動としての文化的プログラム・ネットワーク活動、家族会ボランティア他団体との連携、実習生やボランティア受け入れ育成、地域住民・町会との交流事業
- (ウ) その他の事業 年間延べ利用人数 38人
インターネットを使った情報提供、防災訓練

エ 相談支援事業

- (ア) 一般相談支援事業（精神保健相談及び日常生活相談） 年間延べ利用人数 3,362人
利用者、家族、一般住民、関係機関からの精神保健相談や日常生活全般の相談を受け、精神障害者の自立と社会参加を促す。
- (イ) 指定相談支援事業（サービス利用計画書作成） 実人員 105人
指定相談事業利用に対しサービス利用計画の作成を行う。
- (ウ) その他の事業 年間延べ利用人数 862人
就労支援施設及び地域交流他

(6) 地域活動支援センターもっくの収支状況 (令和2年度)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
障害福祉サービス等事業収入	35,076,901	人件費支出	30,681,706
自立支援給付費収入	6,527,864	職員給料支出	19,405,825
その他の事業収入	28,549,037	職員賞与支出	4,770,027
葛飾区補助金	25,589,000	非常勤職員給与支出	2,437,710
精神障害者地域活動支援センター運営費補助金	21,429,000	退職給付支出	267,000
障害者相談支援事業所運営費補助金	4,160,000	法定福利費支出	3,801,144
その他補助金(国・東京都)	855,567	事業費支出	2,008,895
葛飾区社会福祉協議会助成金	30,000	教養娯楽費支出	52,500
其他事業収入	2,074,470	水道光熱費支出	382,182
公園清掃収入	1,859,420	消耗器具備品費支出	744,064
その他の事業収入	215,050	保険料支出	14,821
寄付金収入	95,800	教育指導費支出	590,302
受取利息配当収入	156	車両費支出	138,026
その他の収入	194,862	雑支出	87,000
		事務費支出	2,907,114
		福利厚生費・旅費交通費・研修研究費支出	198,956
		修繕費支出	88,480
		通信運搬費支出	431,060
		業務委託費支出	1,036,396
		手数料支出	55,211
		保守料支出	186,920
		事務消耗品費ほか支出	910,091
事業活動収入計(1)	35,367,719	事業活動支出計(2)	35,597,715
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)			△229,996
施設整備等による収支			
		建設仮勘定支出	55,000
施設整備等収入計(4)	0	施設整備等支出計(5)	55,000
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)			△55,000
その他の活動による収支			
拠点区分間繰入金収入	3,000,000	積立資産支出	325,680
		退職給付引当資産支出	325,680
その他の活動収入計(7)	3,000,000	その他の活動支出計(8)	325,680
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)			2,674,320
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)			2,389,324

(7) 監査対象補助

葛飾区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」(昭和61年3月31日条例第4号)に基づき、令和2年度において、次のとおり地域活動支援センターもっくに対して補助金を交付した。

ア 精神障害者地域活動支援センター運営費補助金

「葛飾区精神障害者地域活動支援センター運営費補助要綱」に基づき、相談支援事業補助分として5,357,250円、地域活動支援事業補助分として16,071,750円の合計21,429,000円を交付した。

イ 障害者相談支援事業所運営費補助金

「葛飾区障害者相談支援事業所運営費補助要綱」に基づき、指定相談支援事業(サービス利用計画書作成)補助分として4,160,000円を交付した。

以上の補助金の合計額は、25,589,000円である。

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 雲柱社
(監査対象 れいめい堀切学童保育クラブ (第一))

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人雲柱社は、キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・ 保育所の経営
- ・ 児童厚生施設の経営
- ・ 子育て短期支援事業の経営
- ・ 地域子育て支援拠点事業の経営
- ・ 一時預かり事業の経営
- ・ 放課後児童健全育成事業の経営
- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 障害児通所支援事業の経営
- ・ 子育て援助活動支援事業の経営
- ・ 小規模保育事業の経営
- ・ 利用者支援事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和2年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「れいめい堀切学童保育クラブ (第一)」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

本クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成29年4月1日
イ 所在地	葛飾区堀切二丁目4番3号(堀切小学校敷地内)
ウ 所有関係	葛飾区からの無償貸付
エ 建物の構造	鉄骨造1階建て
オ 保育室面積	135.36㎡

(4) 施設職員(令和3年3月31日現在)

指導員 9人(5人) ()内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 開所日・時間等

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月曜日から金曜日まで	下校時から午後6時まで (延長) 午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後5時まで
	学校休業日	午前8時30分から午後6時まで (延長) 午後7時まで
休業日	日曜・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)	
対象児童	保護者の就労等により、監護が必要な児童	

イ 月別在籍児童数

(単位:人)

学 年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 年	37	38	37	37	38	37	37	37	37	37	36	36	444
2 年	26	25	25	25	25	25	25	25	24	22	21	19	287
3 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	63	63	62	62	63	62	62	62	61	59	57	55	731

ウ 使用料等

使用料	1 か月	4,000円
間食費	1 か月	2,000円
教材費	1 か月	500円
延長保育料	1 か月	1,000円
	30分毎	500円

生活保護受給世帯等の使用料については、区立学童保育クラブと同様の減額又は免除が行われている。また、間食費においても区より助成が行われている。

(6) れいめい堀切学童保育クラブ（第一）の収支状況（令和2年度）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
区補助金	19,145,632	人件費	15,503,320
私立学童保育事業補助金	18,280,101	間食費	565,257
放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金	865,531	教材費	261,989
利用者負担金収入	3,367,480	保険料	64,470
使用料	1,978,480	賃借料	167,277
その他	1,389,000	修繕費	31,479
間食費助成	208,000	消耗品費	246,641
その他の収入	559,652	光熱水費	484,522
		通信費	157,437
		他施設へ繰入	2,170,000
		その他	3,069,350
前期末支払資金残高	1,740,424		
収入計	25,021,188	支出計	22,721,742
		当期末支払資金残高	2,299,446

(7) 監査対象補助

ア 葛飾区私立学童保育事業補助金

区は、区内の学童保育事業運営を補助するため、「葛飾区私立学童保育事業助成要綱」に基づき、上記法人が経営する学童保育クラブ全3か所分に対して、令和2年度分として、41,277,969円を交付した。そのうち、最終的に18,280,101円が法人かられいめい堀切学童保育クラブ（第一）に配当された。

イ 葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金

区は、「葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱」に基づき、職員の賃金改善に必要な経費に充てる補助金として865,531円を交付した。

以上の補助金の合計額は、19,145,632円である。

3 監査の結果

区は、私立学童保育クラブに対し管理運営費等の助成を行い、入会を希望する児童の受入先を確保することで、授業終了後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的を実現している。

意見・要望事項

(1) 区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。

ただし、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、実績報告書の教材費の金額に誤りがあった。法人に交付する補助金の額に影響は

なかったが、実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

- (2) 保護者負担分の利用料（使用料・間食費・教材費）について、口座引落不能だった2名分が未徴収のままだった。保護者への連絡を失念していたことが原因である。また、月別、保護者別等全体の入金状況の管理が徹底していなかった。

保護者が納付した使用料等の会計処理に当たっては、徴収漏れが発生しない事務処理手順やチェック体制を検討されたい。

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
(監査対象 子育てひろば りぼん)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

特定非営利活動法人ワーカーズコープは、「協同労働の協同組合原則」に基づき、自ら仕事を起こし、組合員の就労の機会を確保し、その社会的・経済的地位の向上を図ることを目的としている。

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和2年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「子育てひろば りぼん」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

乳幼児とその保護者が気軽に集い、学び合い、情報交換を行う場を提供することにより、保護者の子育てに対する不安感の解消を図り、もって乳幼児の健やかな成長に寄与することを目的としている。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成26年4月1日
イ 所在地	葛飾区東新小岩五丁目16番2号 葛飾区新小岩北集い交流館1階
ウ 所有関係	葛飾区からの使用許可(無償)
エ 建物面積	193.91㎡
オ 建物の構造	鉄筋コンクリート造3階建て
カ 延床面積	41.89㎡
キ 併設施設	葛飾区小規模保育事業所 新小岩保育室「結」

(4) 施設職員(令和3年3月31日現在)

所長1人 職員6人(3人)

()内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 開所日	月曜日から土曜日まで(祝日、年末年始を除く)
イ 開所時間	9時から17時まで
ウ 利用料金	無料

エ 子育て親子の交流の場の提供

(単位：人)

開館日数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	子ども計	大人計	合計	
4月	0									
5月	0									
6月	26	136	85	16	5	0	7	249	263	512
7月	25	160	93	39	1	0	0	293	304	597
8月	25	129	152	37	4	1	0	323	334	657
9月	24	145	140	30	3	0	0	318	314	632
10月	27	180	111	46	3	1	0	341	340	681
11月	23	167	82	23	9	0	0	281	279	560
12月	24	180	83	39	7	2	0	311	320	631
1月	23	166	66	32	1	4	1	270	259	529
2月	22	195	81	23	3	2	0	304	284	588
3月	26	179	167	27	4	3	0	380	364	744
計	245	1,637	1,060	312	40	13	8	3,070	3,061	6,131

4月、5月は新型コロナウイルス感染症対策として休館し、6月からは事前予約制1日6組の人数制限とした。

オ 子育て等に関する相談及び援助

(単位：件)

相談内容	件数
保育所等の利用について	71
基本的な生活習慣について	17
健康について	5
その他	12
計	105

カ 地域の子育て等に関する情報提供

近隣3児童館及びうらら保育園内「子育てひろば」のおたよりの掲示、幼稚園入園案内の配布等

キ 子育て等に関する講習

(単位：人)

月	講習内容	参加人数
8	小児専門歯科医による虫歯予防	24
9	大学教授による離乳食（初期）	24
11	大学教授による離乳食（中期）	12
11	絵本読み聞かせ・選び方	22
11	イヤイヤ期	17
12	大学教授による離乳食（後期）	24
1	親子自転車	12
1	離乳食	18
2	子育て支援	19
2	耳鼻咽喉科医に聞く	18
3	乳幼児の歯のお手入れ	20
	計	210

(6) 子育てひろば りぼんの収支状況 (令和2年度)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
補助金収入	15,809,000	人件費支出	14,297,767
子育てひろば事業運営費補助金	15,809,000	給与諸手当	12,487,012
その他収入	4,724	法定福利費等	1,810,755
法人自己負担	4,724	運営費支出	1,515,957
		消耗品費	97,689
		印刷費	65,890
		光熱水費	462,388
		備品購入費	471,401
		修繕料	35,730
		通信費	86,473
		保険料	44,386
		委託費	252,000
収入合計	15,813,724	支出合計	15,813,724

(7) 監査対象補助

葛飾区は、子育てひろば事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の円滑な実施を図るため「葛飾区新小岩北集い交流館1階子育てひろば事業運営費補助要綱」に基づき、令和2年度に本事業の補助金として、15,809,000円を交付した。

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

ただし、各会計帳簿等を確認した結果、総勘定元帳が消費税抜きで記帳されていたにもかかわらず、消費税の総勘定元帳が作成されていなかったため、今後は作成されたい。

株式会社 共立メンテナンス

(監査対象 葛飾区観光文化センター・葛飾区山本亭・葛飾区立柴又公園)

1 監査対象の概要

(1) 施設

葛飾区観光文化センター、葛飾区山本亭、葛飾区立柴又公園

(2) 指定管理者

株式会社共立メンテナンス

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 指定管理業務

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項並びに葛飾区観光文化センター条例第3条の2、葛飾区山本亭条例第1条の3及び葛飾区公園条例第22条の規定に基づき、葛飾区観光文化センター（以下「観光文化センター」という。）、葛飾区山本亭（以下「山本亭」という。）及び葛飾区立柴又公園（以下「柴又公園」という。）の管理を行っている。

主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

事業の運営指針の策定業務、スタッフの育成と管理業務

イ 施設の維持管理に関する業務

建築物保守管理業務、設備保守管理業務、機材保守管理業務、修繕業務、樹木等維持管理業務

ウ 運営管理に関する業務

運営業務（観光情報センター等運営、券売機等管理、レンタサイクル運営等を含む。）、受付管理業務、駐車広場管理業務、公園管理業務、喫茶類提供等の運営業務、警備業務、清掃業務、利用促進業務

エ 緊急対応等に関する業務

危機管理業務、ヘルプデスク業務、傷病人への対応業務、苦情対応業務

オ 観光振興に関する業務

観光振興業務、区実施観光事業への協力

(5) 所管課

ア 観光文化センター及び山本亭

産業観光部観光課

イ 柴又公園

都市整備部公園課

2 管理運用状況の概要（令和2年度）

（1）施設の管理運営状況

ア 観光施設（観光文化センター、山本亭、レンタサイクル）

（単位：人）

観光文化センター				山本亭				レンタサイクル			
入館者数		前年度比		入館者数		前年度比		利用者数		前年度比	
元年度	2年度	人数	割合	元年度	2年度	人数	割合	元年度	2年度	人数	割合
180,234	43,051	△ 137,183	23.9%	90,712	33,715	△ 56,997	37.2%	872	451	△ 421	51.7%

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月1日から5月29日までの間、観光文化センターと山本亭を休館した。

イ 柴又公園駐車広場

（単位：台）

利用台数		前年度比	
元年度	2年度	台数	割合
32,037	23,752	△ 8,285	74.1%

（2）観光振興事業

観光文化センターで78回、山本亭73回、合わせて151回の観光振興事業が計画されたが、施設の休館や新型コロナウイルス感染症感染予防対策などにより、多数の事業が中止となった。

ア 観光文化センターで行われた主な事業

素人落語会（10月、11月、12月、3月）、リアル謎解きゲーム（7月から9月まで）、町工場物語パネル展（7月）、オカリナポップスコンサート（9月）、アコーディオンとバイオリンで巡る世界名曲の旅（9月）、ともしび歌声広場（9月）、入館者500万人達成（10月）、観光写真コンクール作品展示（10月）、菊かざり（10月から11月まで）

イ 山本亭で行われた主な事業

ギターの調べ（6月、7月、9月、10月、11月、12月）、お月見茶会（9月）、生田流箏演奏（9月、10月、11月、12月、3月）、ジプシーギター演奏（10月、3月）、七五三着物体験（11月）

3 指定管理料等の支払

（1）指定管理料等

葛飾区は、令和2年度分の指定管理料等として、次のとおり151,344,174円を指定管理者に対し支払った。

ア 指定管理料	
(ア) 観光文化センター施設管理委託料	64,945,131 円
(イ) 山本亭施設管理委託料	18,120,869 円
(ウ) 柴又公園施設管理委託料	47,264,074 円
(エ) 観光振興事業委託料	9,814,000 円
小計	140,144,074 円
イ 利用料金免除分補填金	
(ア) 観光文化センター	1,216,600 円
(イ) 山本亭	60,850 円
(ウ) 柴又公園駐車広場	460,000 円
小計	1,737,450 円
ウ 修繕貸付金	
(ア) 観光文化センター及び山本亭	8,700,000 円
同清算による返還金	△ 261,846 円
(イ) 柴又公園施設	1,273,000 円
同清算による返還金	△ 248,504 円
小計	9,462,650 円
合計	151,344,174 円

(2) 還元額

利用料金収入総額が利用料金見積総額を超えた場合に還元額が発生することになるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休館や事業中止等に伴い、利用料金収入総額が利用料金見積総額を超えなかったため、還元額は発生しなかった。

ア 観光文化センター・山本亭分	
(ア) 収入基準額（見積総額）	104,500,000 円
(イ) 収入実績額	24,214,630 円
(ウ) 利益 (イ) - (ア)	△ 80,285,370 円
(エ) 還元額 (ウ) がプラスの場合、(ウ) の 30%	0 円
イ 柴又公園利用料分	
(オ) 収入基準額（見積総額）	21,500,000 円
(カ) 収入実績額	11,900,000 円
(キ) 利益 (カ) - (オ)	△ 9,600,000 円
(ク) 還元額 (キ) がプラスの場合、(キ) の 20%	0 円
ウ 観光振興事業分	
(ケ) 収入基準額（見積総額）	1,500,000 円
(コ) 収入実績額	1,026,446 円
(サ) 利益 (コ) - (ケ)	△ 473,554 円
(シ) 還元額 (サ) がプラスの場合、(サ) の 20%	0 円
還元額合計 (エ) + (ク) + (シ)	0 円

4 決算報告

(1) 観光文化センター

収入の部	
入場料	19,235,070 円
入場料	18,018,470 円
免除分補填金	1,216,600 円
レンタサイクル使用料	167,200 円
器具使用料	3,700 円
自動写真機撮影収入	867,500 円
施設管理委託料	64,945,131 円
計	85,218,601 円

支出の部	
人件費	54,344,420 円
事務費	1,505,868 円
印刷費及び宣伝広告費	379,500 円
施設管理運営費	18,214,362 円
その他経費	2,354,817 円
計	76,798,967 円

(2) 山本亭

収入の部	
入場料・貸出使用料	3,941,160 円
入場料・貸出使用料	3,880,310 円
免除分補填金	60,850 円
施設管理委託料	18,120,869 円
計	22,062,029 円

支出の部	
人件費	15,286,186 円
印刷費及び宣伝広告費	307,109 円
施設管理運営費	6,468,734 円
計	22,062,029 円

(3) 柴又公園

収入の部	
駐車場収入	11,900,000 円
駐車場収入	11,440,000 円
免除分補填金	460,000 円
施設管理委託料	47,264,074 円
計	59,164,074 円

支出の部	
人件費	8,159,777 円
印刷費及び宣伝広告費	150,876 円
施設管理運営費	50,853,421 円
計	59,164,074 円

(4) 観光振興事業

収入の部	
事業収入	1,026,446 円
観光振興事業委託料	9,814,000 円
計	10,840,446 円

支出の部	
観光振興事業費	11,841,350 円
観光振興印刷費	104,500 円
計	11,945,850 円

(5) 喫茶・自主事業

収入の部	
観光文化センター収入	12,849,659 円
山本亭収入	9,610,430 円
その他収入	2,213,416 円
計	24,673,505 円

支出の部	
観光文化センター仕入費	6,313,298 円
山本亭仕入費	3,076,112 円
人件費	6,670,281 円
その他売上仕入経費	246,242 円
その他運営費	1,032,335 円
計	17,338,268 円

(6) 共通費

支出の部	
共通費	8,665,145 円
本社支援費	10,282,800 円
計	18,947,945 円

収入計	201,958,655 円
-----	---------------

支出計	206,257,133 円
収支計	△ 4,298,478 円

5 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

ただし、観光文化センターの総勘定元帳に観光振興事業費の収入及び支出が記載されているが、観光振興事業費の指定管理料は施設管理分の指定管理料とは別個に積算され支払われている。会計を明瞭にするため、施設管理分と別個に観光振興事業費の総勘定元帳を作成されたい。